

一般社団法人兵庫県介護支援専門員協会 ホームページ広告掲載規程

(目的)

第1条 一般社団法人兵庫県介護支援専門員協会（以下、「本会」という。）のホームページに広告掲載する場合の取り扱いについて必要な事項を定める。

(趣旨)

第2条 本規程は、本会のホームページに掲載するバナー広告に関する掲載基準等を定め、会員、一般県民に広く情報発信することにより、本会の社会的責任を果たし、かつ、広告料を得ることにより、本会の財政に寄与するものとする。

(広告掲載基準)

第3条 広告および広告主が指定したリンク先のホームページの内容は、公共性および品位を損なうおそれがないものとし、以下の内容に該当すると本会が判断した場合はその広告を掲載しない。

- (1) 政治的活動又は宗教的活動に関するもの
- (2) 社会問題についての主義・主張
- (3) 誇大または虚偽のおそれのあるもの
- (4) 公序良俗に反するおそれのあるもの
- (5) 第三者への誹謗中傷のおそれのあるもの
- (6) 第三者の著作権・財産権・プライバシー等を侵害するおそれのあるもの
- (7) 法令・規則等に反するもの
- (8) 求人広告に関するもの
- (9) 青少年の健全な育成に反するおそれのあるもの
- (10) 貸金業に関するもの
- (11) その他掲載する広告として適当でないと本会が認めるもの

(情報内容の責任)

第4条 掲載された広告内容についての一切の責任は、広告主が負う。

(掲載可否の判断)

第5条 掲載の可否については、本会が行う。

(規程の運用)

第6条 規程の運用および解釈は、すべて本会が行う。

法令等の新設、改廃や行政庁の解釈の変更、または社会情勢等の変化に伴い、規程の運用を予告なしに変更することがある。

(免責事項)

第7条 広告掲載に関する免責事項は、別に定めるバナー広告募集要項による。

(広告掲載期間および手数料等)

第8条 広告の掲載期間および手数料等は次の通りとする。

- (1) 広告掲載期間は、各年度4月1日から3月31日とする。広告掲載の開始日は、原則として当該広告を掲載する月の第1日目とする。また、広告掲載の終了日は原則として当該広告を掲載する月の最終日とする。
- (2) 広告掲載手数料は、月額5,000円とする。

(広告掲載申込みの流れ)

第9条 広告掲載申込みの要領については、別に定めるバナー広告募集要項による。

(広告主の責務)

第10条 広告主は、広告および広告主が指定したリンク先のホームページの内容その他広告掲載に関するすべての事項について、一切の責任を負うものとする。また、広告主は、広告の掲載により、第三者に損害を与えた場合は、広告主の責任および負担において解決する。

(改 廃)

第11条 この規程の改廃については、理事会の承認を得て、会長が定める。

附則

1. 本規程は平成24年7月22日より施行する。